

消食表第131号
令和元年7月1日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長
（公印省略）

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する
質疑応答集」の一部改正について

今般、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が本年7月
1日に施行（工業標準化法（昭和24年法律第185号）の一部改正）されたことに伴い、
「日本工業規格」が「日本産業規格」に名称変更されました。

また、機能性表示食品の届出から公表までの期間の目標を新たに設定し、運用する
こととしました。

これらを踏まえ、別紙新旧対照表のとおり「機能性表示食品の届出等に関するガイ
ドライン」（平成27年3月30日付け消食表第141号消費者庁食品表示企画課長通知）
及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」（平成29年9月29日付け消食表第463号
消費者庁食品表示企画課長通知）を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお
願いします。

(別紙)

機能性表示食品の届出等に関するガイドライン（新旧対照表）

改正後	改正前
機能性表示食品の届出等に関するガイドライン	機能性表示食品の届出等に関するガイドライン
制定 平成 27 年 3 月 30 日（消食表第 141 号）	制定 平成 27 年 3 月 30 日（消食表第 141 号）
改正 平成 28 年 3 月 31 日（消食表第 234 号）	改正 平成 28 年 3 月 31 日（消食表第 234 号）
改正 平成 29 年 12 月 27 日（消食表第 634 号）	改正 平成 29 年 12 月 27 日（消食表第 634 号）
改正 平成 30 年 3 月 28 日（消食表第 156 号）	改正 平成 30 年 3 月 28 日（消食表第 156 号）
改正 平成 31 年 3 月 26 日（消食表第 126 号）	改正 平成 31 年 3 月 26 日（消食表第 126 号）
<u>改正 令和元年 7 月 1 日（消食表第 131 号）</u>	
目次（略）	目次（略）
I～III（略）	I～III（略）
IV 資料作成に当たっての考え方 （I）～（VI）（略）	IV 資料作成に当たっての考え方 （I）～（VI）（略）
（VII）届出の在り方に係る事項 （略）	（VII）届出の在り方に係る事項 （略）
第 1（略）	第 1（略）
第 2 機能性表示食品の届出 （略）	第 2 機能性表示食品の届出 （略）

<p>1.・2. (略)</p> <p>3. その他届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 届出資料を作成する際は、以下の点に留意する。</p> <p>① 用紙サイズは原則として <u>日本産業規格</u> A 4 とし、左右の余白は 30mm とする (上下の余白設定は自由とする。)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4.・5. (略)</p> <p>別紙 1 - 1 ～別紙 5 (略)</p> <p>用語集 (略)</p> <p>届出に係る資料一覧 (略)</p>	<p>1.・2. (略)</p> <p>3. その他届出に関する事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 届出資料を作成する際は、以下の点に留意する。</p> <p>① 用紙サイズは原則として <u>日本工業規格</u> A 4 とし、左右の余白は 30mm とする (上下の余白設定は自由とする。)</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4.・5. (略)</p> <p>別紙 1 - 1 ～別紙 5 (略)</p> <p>用語集 (略)</p> <p>届出に係る資料一覧 (略)</p>
---	---

(別紙)

機能性表示食品に関する質疑応答集（新旧対照表）

改正後	改正前
機能性表示食品に関する質疑応答集 平成 29 年 9 月 29 日（消食表第463号） 一部改正 平成 30 年 3 月 38 日（消食表第156号） 一部改正 平成 31 年 3 月 15 日（消食表第 94 号） 一部改正 平成 31 年 3 月 26 日（消食表第126号） <u>一部改正 令和元年 7 月 1 日（消食表第131号）</u>	機能性表示食品に関する質疑応答集 平成 29 年 9 月 29 日（消食表第463号） 一部改正 平成 30 年 3 月 38 日（消食表第156号） 一部改正 平成 31 年 3 月 15 日（消食表第 94 号） 一部改正 平成 31 年 3 月 26 日（消食表第126号）
目次 問 1～問 123 （略） <u>問 124 届出を公表するまでの期間はどのくらいか。</u>	目次 問 1～問 123 （略） <u>(新設)</u>
用語略称一覧 （略）	用語略称一覧 （略）
問 1～問 73 （略）	問 1～問 73 （略）
問 74 届出資料について、左右の余白は必ず 30mm としなければならないか。	問 74 届出資料について、左右の余白は必ず 30mm としなければならないか。
用紙サイズは原則として <u>日本産業規格</u> A4 とし、左右の余白は 30mm とすることとしている。消費者への情報提供の観点から、十分な余白を確保することが望ましいが、食品の分析を行った第三者機関からの資料等、届出者において改変することができない資料については、余白が 30mm でなくても差し支えない。	用紙サイズは原則として <u>日本工業規格</u> A4 とし、左右の余白は 30mm とすることとしている。消費者への情報提供の観点から、十分な余白を確保することが望ましいが、食品の分析を行った第三者機関からの資料等、届出者において改変することができない資料については、余白が 30mm でなくても差し支えない。

問 75～問 123 (略)

問 124 届出を公表するまでの期間はどのくらいか。

届出に不備がない場合、消費者庁に届出資料が提出された日から 50 日※を超えない期間に公表することを目標としている。

なお、届出に不備がある場合は、同様の期間に差戻しを行うことを目標としている。

※ 問 77 に示す「機能性表示食品（再届出）」の場合は 30 日

問 75～問 123 (略)

(新設)